

市立砺波総合病院施設及び設備等の共同利用登録制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は市立砺波総合病院（以下「本院」という。）の施設及び設備等を地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師及びその他の医療従事者が診療、研究又は研修のために共同利用するため、関係医療機関を登録する制度（以下「市立砺波総合病院施設及び設備等の共同利用登録制度」という。）について必要な事項を定めるものである。

(利用者)

第2条 本院の施設及び設備等を利用できる者（以下「利用者」という。）は次のとおりとする。

- (1) 市立砺波総合病院開放型病床の運営に関する基本協定を締結している医師会の会員で院長が認めた者
- (2) 砺波市、小矢部市、南砺市、高岡市の歯科医師会の会員で院長が認めた者
- (3) 上記以外の医師会又は歯科医師会の会員で院長が認めた者
- (4) 利用者が管理する医療機関又は施設に所属する医療従事者で院長が認めた者
- (5) 利用者が代表を務める医師、歯科医師、薬剤師、看護師等が組織する団体に所属する医療従事者で院長が認めた者

(登録の申請)

第3条 登録の申請を希望する者は、市立砺波総合病院施設及び設備等の共同利用登録申請書（様式第1号）により院長へ申請し、その承認をうけるものとする。

2 院長が申請を受諾した場合には、本院の共同利用登録施設名簿に医療機関名、代表者名、主な診療科、連絡先等を登録するものとする。

(登録の辞退・取消)

第4条 利用者が登録の辞退を希望する場合は、市立砺波総合病院施設及び設備等の共同利用登録辞退届（様式第2号）により、院長にその旨を届け出るものとする

2 院長が不適切と判断した場合は、登録を取り消すことができるものとする。

(主な連携内容)

第5条 本院が共同利用に供するものは次のとおりとする。ただし、第2号及び第3号に定めるものは、本院の定める「市立砺波総合病院開放型病床登録医」のみの利用とする。

- (1) 医療機器
- (2) 開放型病床
- (3) 集中治療室
- (4) 患者総合支援センター
- (5) 会議室
- (6) 図書室
- (7) 医薬品情報管理室
- (8) 病理等の検査施設
- (9) 病理解剖施設
- (10) 救急用又は患者輸送用自動車等診療、研究、研修等の目的で利用されるもの

(登録施設の責務)

第6条 本院内においては、本院の諸規定を遵守する。

2 本院で知り得た患者の個人情報や診療内容について守秘義務を遵守する。

(その他)

第7条 共同利用等に関する具体的な必要事項に関しては、「市立砺波総合病院地域医療従事者に対する施設及び設備等の共同利用に関する規程」に定める。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

令和4年4月1日 第5条第4項「地域医療連携室」を「患者総合支援センター」に改める。